

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により田原本町から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成三十年十二月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）スーパーエバグリーン田原本店

所在地 磯城郡田原本町大字千代八五番一ほか

二 田原本町から聴取した意見の概要

1 観光・まちづくり推進課

都市計画全般に関する事項及び街並みづくり等への配慮等に関する事項

- (1) 大規模小売店舗立地法を遵守すること。
- (2) 田原本町商工会と連絡を密にして出店すること。
- (3) 地域振興のため、地元主催の行事等に協力すること。
- (4) 田原本町開発事業等に関する指導要綱及び当該指導要綱による事前協議の内容を厳守すること。なお、計画に変更が生じた場合は改めて協議を行うこと。
- (5) 屋外広告物を掲出する場合は、事前に田原本町産業建設部観光・まちづくり推進課と協議すること。

2 防災課

防災・防犯対策、騒音及び公害等の発生に関する事項

- (1) 工事期間中は、騒音、振動、排水、埃等に留意の上、近隣に配慮し、苦情等があつた場合は至急対応すること。
- (2) 当該地区は、浸水した場合に想定される浸水深が〇・五m未満の区域となっていること（田原本町総合防災マップ参照）に留意すること。
- (3) 雨水流出抑制施設の設置について協力すること。

3 土木管理課

道路及び交通安全施設等に関する事項

- (1) 南千代第二公園西側にあるブロック塀について必要な安全対策を行うこと。
- (2) 公園の利用を妨げることのないよう騒音対策を行うこと。

4 教育総務課

教育施設及び通園・通学の安全の確保に関する事項

(1) 付近の道路が通学路となっているため、工事期間中の交通安全対策として、ガードマンの配置に協力すること。また、登校及び登園時間帯（午前七時三十分から午前九時まで）の工事車両等の進入については十分注意すること。

(2) 開店後についても、交通安全対策としてガードマンの配置等に協力すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

平成三十年十二月七日から平成三十一年一月七日まで。ただし、奈良県の休日定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで